

禁複写



許可番号 03717028664

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 香川県観音寺市大野原町福田原241番地1
氏名 株式会社パブリック
代表取締役 川崎佳日出
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 池田豊人



許可の年月日 令和6年6月28日

許可の有効年月日 令和13年5月21日

1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無： 積替え又は保管を含む。

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦紙くず ⑧木くず ⑨繊維くず ⑩動植物性残さ ⑪ゴムくず ⑫金属くず ⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑭鉋さい ⑮がれき類 ⑯動物のふん尿 ⑰ばいじん ⑱産業廃棄物を処分するために処理したもの(ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。) 以上

| | |
|-------------|-----|
| 自動車等破砕物 | 含む。 |
| 石綿含有産業廃棄物 | 含む。 |
| 水銀使用製品産業廃棄物 | 含む。 |
| 水銀含有ばいじん等 | 含む。 |

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
裏面記載のとおり。

3. 許可の条件

上記の積替保管施設又はその設置場所を変更する場合には、あらかじめ香川県知事の承認を受けること。

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり。

5. 積替え許可の有無

有・無

市名 高松市

許可番号

09711028664

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

以下 余 白

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

禁複写

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

【本部工場】

(1) 設置場所：香川県観音寺市大野原町福田原字山原241番1 以上

面積：451.0㎡

最大積上高：2.0m

保管上限：708.0㎡

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず
⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類 以上

(2) 設置場所：香川県観音寺市大野原町福田原字山原241番1 以上

面積：604.5㎡

最大積上高：3.75m

保管上限：1268.9㎡

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず
⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類 以上

(3) 設置場所：香川県観音寺市大野原町福田原字山原241番1 以上

面積：20.0㎡

最大積上高：2.0m

保管上限：40.0㎡

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①燃え殻 ②汚泥(無機性汚泥に限る。) ③廃油 ④廃酸 ⑤
廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦金属くず ⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑨銻さい ⑩ばいじん 以上

(4) 設置場所：香川県観音寺市大野原町福田原字山原241番1 以上

面積：13.2㎡

最大積上高：1.5m

保管上限：19.8㎡

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ③がれき類 以上

(5) 設置場所：香川県観音寺市大野原町福田原字山原241番1 以上

面積：12.6㎡

最大積上高：2.0m

保管上限：7.1㎡

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①汚泥 ②廃油 ③廃酸 ④廃アルカリ ⑤廃プラスチック類 ⑥紙くず ⑦木くず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩産業廃棄物を処分するために処理したもの 以上

【観音寺工場】

(1) 設置場所：香川県観音寺市三本松町三丁目甲2154番140 以上

面積：106.2㎡

最大積上高：2.1m

保管上限：86.2㎡

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず
⑤動植物性残さ ⑥ゴムくず ⑦金属くず ⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑨がれき類 以上

(2) 設置場所：香川県観音寺市三本松町三丁目甲2154番9 以上

面積：35.9㎡

最大積上高：2.0m

保管上限：44.0㎡

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦動植物性残さ ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩ばいじん 以上

(3) 設置場所：香川県観音寺市三本松町三丁目甲2154番89 以上

面積：1.5㎡

最大積上高：1.9m

保管上限：2.8㎡

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①汚泥 ②廃油 ③廃酸 ④廃アルカリ 以上

(4) 設置場所：香川県観音寺市三本松町三丁目甲2154番9 以上

面積：1.0㎡

禁複写

最大積上高：1.9m

保管上限：0.3m³

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①汚泥 ②廃油 ③廃酸 ④廃アルカリ ⑤廃プラスチック類 ⑥紙くず ⑦木くず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩産業廃棄物を処分するために処理したもの 以上

【三豊工場】

(1) 設置場所：香川県三豊市財田町財田中字吉田4703番 以上

面積：188.5m²

最大積上高：3.25m

保管上限：251.3m³

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②ゴムくず ③金属くず ④ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑤がれき類 以上

【丸亀工場】

(1) 設置場所：香川県丸亀市土器町北二丁目17番2 以上

面積：12.6m²

最大積上高：1.4m

保管上限：17.0m³

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②金属くず ③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ④がれき類 以上

(2) 設置場所：香川県丸亀市土器町北二丁目16番 以上

面積：97.1m²

最大積上高：2.1m

保管上限：78.2m³

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず 以上

(3) 設置場所：香川県丸亀市土器町北二丁目17番1 以上

面積：103.6m²

最大積上高：2.3m

保管上限：164.2m³

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず 以上

(4) 設置場所：香川県丸亀市土器町北二丁目17番1 以上

面積：6.8m²

最大積上高：1.1m

保管上限：7.5m³

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ③がれき類 以上

(5) 設置場所：香川県丸亀市土器町北二丁目17番1 以上

面積：6.8m²

最大積上高：1.1m

保管上限：7.5m³

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ③がれき類 以上

(6) 設置場所：香川県丸亀市土器町北二丁目17番1 以上

面積：361.0m²

最大積上高：4.2m

保管上限：763.6m³

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類 以上

(7) 設置場所：香川県丸亀市土器町北二丁目34番 以上

面積：220.0m²

最大積上高：2.5m

保管上限：233.3m³

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類 以上

(8) 設置場所：香川県丸亀市土器町北二丁目34番 以上

面積：40.0m²

禁複写

最大積上高：2.0m

保管上限：47.4m³

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦動植物性残さ ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩ばいじん 以上

(9) 設置場所：香川県丸亀市土器町北二丁目31番 以上

面積：388.2m²

最大積上高：3.2m

保管上限：601.5m³

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類 以上

(10) 設置場所：香川県丸亀市土器町北二丁目34番 以上

面積：2.2m²

最大積上高：1.8m

保管上限：0.7m³

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①汚泥 ②廃油 ③廃酸 ④廃アルカリ ⑤廃プラスチック類 ⑥紙くず ⑦木くず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩産業廃棄物を処分するために処理したもの 以上

ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

| 種類 | 左欄の産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所 |
|-------------|---------------------------|
| 自動車等破砕物 | 行わない。 |
| 石綿含有産業廃棄物 | 本部工場(4)、丸亀工場(4)(5) |
| 水銀使用製品産業廃棄物 | 本部工場(5)、観音寺工場(4)、丸亀工場(10) |
| 水銀含有ばいじん等 | 行わない。 |

4. 許可の更新又は変更の状況

平成7年5月22日 (当初許可)

平成11年9月14日 (変更許可)

平成11年12月27日 (変更許可)

平成12年5月22日 (更新許可)

平成17年6月15日 (更新許可)

平成18年5月18日 (変更許可)

平成22年6月4日 (更新許可)

平成29年5月22日 (更新許可)

令和6年6月28日 (更新許可)

令和7年10月14日 (積替保管施設の変更により書換え交付)

令和8年2月9日 (代表者の変更による書換え交付)

以下余白